
平成 27 年 4 月

中小企業の会計に関する基本要領の 適用に関するチェックリスト 作成の留意点

近畿税理士会
中小企業対策部

「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

【平成27年4月公表】

[会 社 名] _____

代表取締役 _____ 様

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

平成 年 月 日

税 理 士 _____ 印

[事務所の名称及び所在地]

[連絡先電話番号] () -

№	勘定項目等	確 認 事 項	残高等	チェック	
				YES	NO
1	収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上され、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上されているか。		YES	NO
		収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算されているか。		YES	NO
2	資産、負債の基本的な会計処理	資産は、原則として、取得価額で計上されているか。		YES	NO
		負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上されているか。		YES	NO
3	金銭債権及び債務	預貯金は、残高証明書又は預金通帳等により残高が確認されているか。		YES	NO
		金銭債権がある場合、原則として、取得価額で計上されているか。	無	有 YES	NO
		金銭債務がある場合、原則として、債務額で計上されているか。	無	有 YES	NO
		受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これが貸借対照表の注記とされているか。	無	有 YES	NO
4	貸倒損失	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失が計上されているか。	無	有 YES	NO
	貸倒引当金	回収不能のおそれのある債権がある場合、その回収不能見込額が貸倒引当金として計上されているか。	無	有 YES	NO
5	有価証券	有価証券がある場合、原則として、取得原価で計上され、売買目的の有価証券については、時価で計上されているか。	無	有 YES	NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した有価証券を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損が計上されているか。	無	有 YES	NO
6	棚卸資産	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	有 YES	NO
		時価が取得原価よりも著しく下落した棚卸資産を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損が計上されているか。	無	有 YES	NO
7	経過勘定	経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映されているか。	無	有	
		(注) 金額的に重要性の乏しいものについては、受け取った又は支払った期の収益又は費用として処理することも認められます。		YES	NO

「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト 作成の留意点

日本税理士会連合会では、平成24年2月1日付けで「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されたことを受け、その適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」を作成し、公表しています。

チェックリストの各確認事項では、記載文言簡略化のため「計算書類作成者（会社）が、」という主語が省略され、勘定科目等の確認が「されているか。」として記載されています。

チェックリストは、関与税理士が会社から提供された情報等の範囲で勘定科目ごとに「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況について確認し、その結果を会社宛に報告するものです。

このチェックリストご利用の一助として「確認事項」に係る留意点及び確認書類を一覧表に取りまとめましたので、業務においてご参考にしていただければ幸いです。

（本資料の構成について）

- ・1頁～4頁は、奇数頁が「チェックリスト」、偶数頁が対応する「留意点」の見開き構成となっています。
- ・5頁には、参考資料を掲載しています。

No	勘定項目等	留 意 点	確認書類
1	収益、費用の基本的な会計処理	収益の認識基準（実現主義）と費用の認識基準（発生主義）の妥当性を確認する。	実現主義の具体的内容、発生主義の費目別計上内容検討資料
		費用収益対応の原則を適用する。なお、収益と費用は原則として総額で計上する。	収益に対応する費用の計上検討資料
2	資産、負債の基本的な会計処理	取得価額は資産の取得又は製造のために要した金額を基礎に計上する。	—
		債務額は債務を弁済するために将来支払うべき金額を計上する。	—
3	金銭債権及び債務	預金残高証明書、当座勘定照合表等を突合する。	通帳、預金残高証明書、当座勘定照合表
		金銭債権は受取手形、売掛金、貸付金等の金銭の給付を目的とする債権をいい、網羅的に計上する。	受取手形記入帳、得意先元帳、金銭消費貸借契約書等
		金銭債務とは、支払手形、買掛金、借入金、社債等金銭の支払を目的とする債務をいい、網羅的に計上する。	支払手形記入帳、仕入先元帳、金銭消費貸借契約書等
		勘定科目に手形売却損を使い、支払利息割引料は使用しない。	割引手形の残高証明書、受取手形記入帳
4	貸倒損失	① 「法的に消滅した債権」とは、更生法、再生法等の認可が決定されたもの ② 「回収不能な債権」とは、債務者の財政状態及び支払能力からみて債権の全額が回収できないことが明らかなもの	裁判所記録、債権回収管理表、不良債権管理表
	貸倒引当金	法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能額に満たない場合を除き、繰入限度額相当額をもって貸倒引当金とすることができる。	裁判所記録、債権回収管理表、不良債権管理表、貸倒債権率を算定した根拠資料等
5	有価証券	有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。 売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するもので、貸借対照表上、流動資産に区分表示する。	有価証券の取得および保有に関する明細書、時価に関する検討資料
		市場性ある有価証券は、時価が50%程度以上下落し、将来回復の見込みがある場合を除き、時価で評価し、評価差額は特別損失に計上する。	時価に関する検討資料、時価回復の検討資料
6	棚卸資産	購入金額に附随費用を加えた金額（取得価額）を基礎に計算する。	契約書、請求書、棚卸表等
		災害による損傷、著しい陳腐化、その他特別な事実があれば、評価損の計上を考える。	棚卸資産の状況明細書、棚卸表、時価に関する検討資料
7	経過勘定	経過勘定の定義を検討し、各々の科目の内容及び金額的な重要性を吟味するとともに、表示区分について流動資産、固定資産、投資その他の資産、流動負債、固定負債に表示する。	勘定科目の内訳明細書、契約書、請求書

№	勘定項目等	確 認 事 項	残高等	チェック	
				有	無
8	固定資産	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上されているか。	無	YES	NO
		有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却が行われているか。 (注)「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、定期的に減価償却を行うことが考えられます。	無	有	無
		固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明した場合は、相当の金額が評価損として計上されているか。	無	有	無
9	繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、その効果の及ぶ期間で償却されているか。	無	有	無
		法人税法固有の繰延資産がある場合、長期前払費用等として計上され、支出の効果の及ぶ期間で償却されているか。	無	有	無
10	リース取引	リース取引に係る借手である場合、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	無	有	無
11	引当金	将来の特定の費用又は損失で、発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、賞与引当金や退職給付引当金等として計上されているか。 (注) 金額的に重要性の乏しいものについては、計上する必要はありません。	無	有	無
		中小企業退職金共済、特定退職共済等を利用している場合、毎期の掛金が費用処理されているか。	無	有	無
12	外貨建取引等	外貨建金銭債権債務がある場合、原則として、取引時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上されているか。	無	有	無
		決算時の為替相場によった場合、取引時の円換算額との差額を為替差損益として損益処理されているか。	無	有	無
13	純資産	純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成されているか。		YES	NO
		期末に自己株式を保有する場合、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括控除する形式で表示されているか。	無	有	無
14	注記	会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等が注記されているか。		有	無
		会計処理の方法が変更された場合、変更された旨、合理的理由及びその影響の内容が注記されているか。	無	YES	NO
		中小会計要領に拠って計算書類が作成された場合、その旨の記載の有無を確認したか。		YES	NO
15		すべての取引につき正規の簿記の原則に従って記帳が行われ、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿が作成されているか。		YES	NO
		中小会計要領で示していない会計処理の方法が行われている場合、その処理の方法は、企業の実態等に応じて、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から適用されているか。	無	YES	NO

●「残高等」の欄については、該当する勘定項目等の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は、「無」を○で囲みます。「確認事項」に該当する場合において、中小会計要領に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、中小会計要領に従って処理していないときは、「チェック」欄の「NO」を○で囲みます。

●「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載します。

●「所見」欄には、上記のほか、会社の経営に関する姿勢、将来性、技術力等の内容を記載することもできます。

所 見	
-----	--

No	勘定項目等	留 意 点	確認書類
8	固定資産	購入金額に附随費用を加えた金額（取得価額）を基礎に計算する。	見積書、請求書
		法人税法に規定する償却限度額を減価償却費の額として計上することが一般的であるが、会社がその資産の性質、用途、使用状況等を考慮して減価償却を行った場合は、その方法、金額が合理的かつ検証可能なものであることを確認する。	固定資産台帳、減価償却明細表
		災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を特別損失として計上する。	機能的原因等の内容を検討する資料
9	繰延資産	創立費は会社設立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ5年以内、株式交付費及び新株予約発行費は発行後3年以内、社債発行費は社債償還期間で償却する。	各繰延資産の計上内容検討資料
		税法固有の繰延資産は長期前払費用等として計上し、税法の規定に基づいて償却する。	各繰延資産の計上内容検討資料
10	リース取引	賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過のリース料を注記することが望ましい。	リース契約書
11	引当金	引当金の要件（①将来の特定の費用又は損失であること②発生が当期以前の事象に起因していること③発生の可能性が高いこと④金額を合理的に見積もることができること）及び金額的重要性を考慮し計上する。	引当金計上に関する検討資料、計上内容検討資料
		退職給付制度を定めている場合は、当期の負担と考えられる金額を退職給付引当金として計上する。	就業規則、退職金規定等
		中小企業退職金共済制度等の掛金は費用処理する。	掛金の一覧表
12	外貨建取引等	取引発生時の為替相場により円換算する。法人税法上の取り扱いを確認する。	会社の採用した為替相場の一覧表
		決算時の為替相場による円換算額を付し、為替差損益を認識する。	会社の採用した為替相場の一覧表、外貨建資産等の期末換算方法の届出書等
13	純資産	—	株主資本等変動計算書、議事録、登記簿謄本、自己株式取得明細
14	注記	会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求している。	個別注記表
		会社の財産及び損益の状況を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない。（別掲 「会社計算規則の注記要求項目」参照）	個別注記表
		中小会計要領に拠って作成した旨の記載は必須ではなく、記載の有無を確認すれば足りる。	個別注記表
15	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—

(別掲) 会社計算規則の注記要求項目

① 会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く）

② 会計監査人設置会社以外の公開会社

※ 注記を要求される項目・・・○、注記を要求されない項目・・・×

項 目	①	②
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 会計方針の変更に関する注記	○	○
(4) 表示方法の変更に関する注記	○	○
(5) 会計上の見積りの変更に関する注記	×	×
(6) 誤謬の訂正に関する注記	○	○
(7) 貸借対照表に関する注記	×	○
(8) 損益計算書に関する注記	×	○
(9) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(10) 税効果会計に関する注記	×	○
(11) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(12) 金融商品に関する注記	×	○
(13) 賃貸等不動産に関する注記	×	○
(14) 持分法損益等に関する注記	×	×
(15) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(16) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(17) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(18) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(19) その他の注記	○	○